

江戸川区 中小企業融資と相談室のご案内

令和7年度



融資・相談のお申込み・問い合わせ

江戸川区役所 中小企業相談室

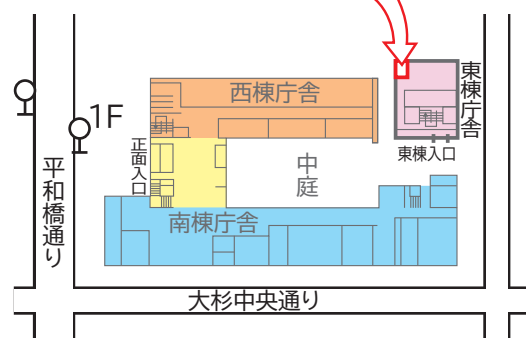
産業経済部 経営支援課

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

TEL 融資担当:03-5662-0538

相談担当:03-5662-0525

区役所東棟 1階 2番窓口



江戸川区 中小企業相談室

検索



ともに、生きる。

江戸川区

区のアっせん融資制度

区では、区内中小企業の皆様が資金繰りの安定や設備の更新などに必要な事業資金を低利で利用できる融資制度を設けています。

本制度は、区と融資取扱契約を結んだ金融機関が、区のアっせんに基づき、信用保証協会の保証を得て、事業者の皆様に融資する制度です。

※区が直接融資するものではありません。



制度の特色

◎第三者保証人不要、原則無担保

アっせん融資は信用保証協会の保証制度を利用します。原則として、第三者保証人は不要、無担保です。

◎利子の一部を助成

アっせん融資を利用した場合、完済まで区が利子の一部を助成します。年2回、1月から6月の返済分を9月に、7月から12月の返済分を翌年3月に助成します。

○年2回の申請時に、廃業していた場合や区外転出していた場合など、区内事業者としての要件を欠くときは、助成は受けられません。 ※申請時とは、原則8/15、2/15(土日の場合は翌営業日)となります。

○一括で繰上償還をした場合は、繰上償還日までの利子が助成の対象となります。

◎信用保証料全額補助

アっせん融資を利用し、信用保証協会の保証を受けた融資について、区が信用保証料の全額を補助します。金融機関から融資実行の報告を受けた翌々月に補助します。

※繰上償還により信用保証協会から信用保証料の返戻を受けた場合は、返戻分を区へ返還していただきます。

※信用保証料の返戻金に未納分のある場合は、他の実行中融資も含め、利子補給等の助成は受けられません。

また、新規の融資アっせんも行いません。

◎資金目的別の9種類の制度

一般的な運転資金、設備資金融資のほか、創業、経営向上など目的に合わせて9種類の制度を用意しています。

※資金の用途は直接の事業活動のために必要な資金に限ります。借入金の返済を目的とした資金(一部制度除く)や、生活資金、納税資金、住宅資金等は対象となりません。また、支払済みの費用は対象となりません。

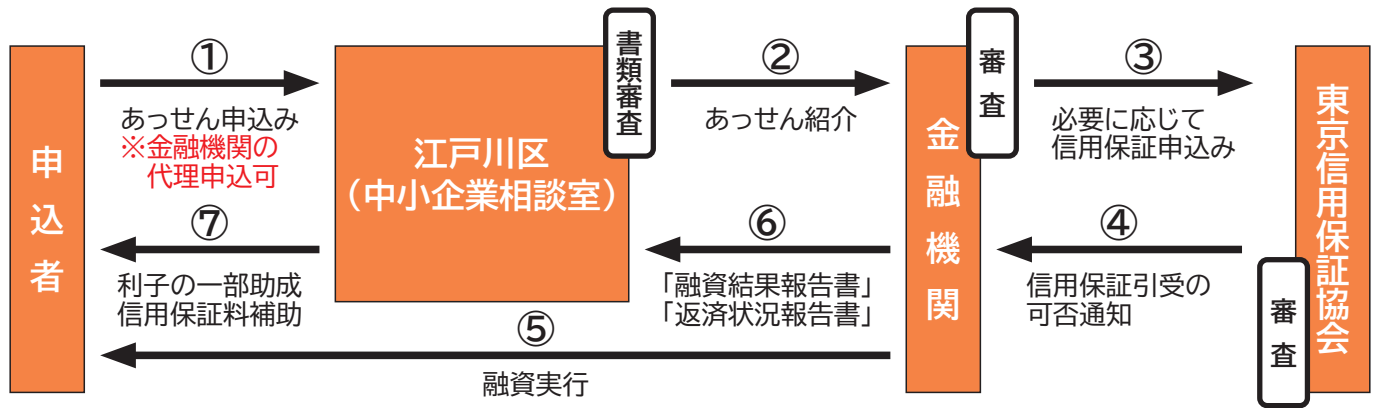
※設備資金は原則として区内の設備に係るものに限ります。

信用保証協会の信用保証とは

信用保証協会は、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に保証人となって企業の信用力を補完し、借り入れを容易にすることにより、事業の健全な発展を支援する公的機関です。

個々の保証に際しては、申込企業者の①人的信用、②資金の用途・金額の妥当性、③返済能力等を総合的に判断して保証の諾否や保証金額を決定します。

融資の申込みから利子補給まで



※「あっせん紹介」後、金融機関及び信用保証協会で審査が行われます。審査の結果、融資のご希望に添えない場合もあります。

※申込みから融資実行まで1ヶ月程度を要します。また、初めての申込みや創業、経営向上などのパワーアップ融資についてはさらに時間を要します。余裕をもってお申込みください。

資金目的に合わせて9種類の制度

区 分	融 資 名	資 金 目 的
一般融資	① 中小企業事業資金	【対象：中小企業者】一般的な運転資金・設備投資に必要な事業資金
	② 小企業小口資金	【対象：小規模企業者】一般的な運転資金・設備投資に必要な事業資金
借換融資	③ 経営改善借換融資	返済条件変更中の債務の借換資金
パワーアップ 融資	④ SDGs活動企業支援資金	SDGs達成に向け取組む事業者への活動支援資金
	⑤ 経営向上資金	経営向上等を目的とした設備投資・運転資金 (設備近代化、IT関連、消費税軽減税率対策、店舗開設、受動喫煙防止対策、地球温暖化・節電対策、新製品・新技術開発、事業転換・多角化など)
	⑥ DX支援資金融資	DX導入に伴う設備投資資金
	⑦ 商店街店舗支援資金	商店街の空き店舗での新規開店資金、商店街の既存店舗の設備の新設・更新資金
	⑧ 創業支援資金	創業に必要な運転・設備資金
	⑨ 団体事業資金	中小企業団体の共同事業に必要な資金

融資を利用できる中小企業者の基準

中小企業者

業 種	資本金	従業員数
製造業等 ※1	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

小規模企業者

業 種	従業員数
製造業等 ※1	20人以下
卸売業・小売業・サービス業 ※2	5人以下

※1 ソフトウェア業・情報処理業・建設業・不動産業・運送業・出版業などを含みます。

※2 サービス業のうち、宿泊業・娯楽業については、従業員数20人以下の事業者が対象となります。

- 中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項各号に規定する個人及び法人をいいます。
- 小規模企業者とは、同法第2条第3項各号(第7号を除く)に規定する個人及び法人をいいます。
- 個人の場合は従業員数が、法人の場合は資本金又は従業員数のいずれかが上記の基準に該当していること。
- NPO法人の場合は、従業員数が中小企業者の基準に該当していること。
- 一部の業種(政令特例業種)については、従業員数の制限が上記の基準と異なります。

融資の条件

融資名

融資対象者・条件等

一般融資

中小企業 事業資金融資

区

(略称：マル区)

次の要件の全てに該当すること。

- (1) 法人の場合：江戸川区内に1年以上本店を有し、区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。ただし、区内に本店を移して1年未満でも、区外の期間を含めて通算営業期間が1年以上であれば融資の対象とします。
- 個人の場合：江戸川区内に1年以上住所を有し、区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。ただし、区内に住所がなくても、区内のみに事業所があり、3年以上同一事業を営んでいる場合は融資の対象とします。
- (2) 法人は法人税・法人都民税又は法人市町村民税を、個人は所得税・特別区民税又は市町村民税を完納していること。
- (3) 信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
- (4) 法律に基づく資格及び許認可等を要する業種にあつては、その資格及び許認可を受けていること。※4
- (5) 中小企業者※5であること。

小企業小口 資金融資

区小口

区(1)～(4)の要件のほか、次の要件の全てに該当すること。

- (5) 小規模企業者※5であること。
- (6) 既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計で2,000万円以内となること。

借換融資

経営改善 借換融資

区改善

区(1)～(5)の要件のほか、次の要件の全てに該当すること。

- (6) 条件変更中の信用保証協会付き融資案件があること。
- (7) 経営改善計画を策定し、認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法による)の承認を受けていること。

SDGs活動企業 支援融資

SDGs

区(1)～(5)の要件を満たし、『SDGs活動企業』として次の要件を区が確認した中小企業者。

- (6) SDGsの達成に向けた活動を宣言すること。(2030年に向けた経営方針の宣言)
- (7) SDGsのターゲットを「社会」、「環境」、「ガバナンス」「地域」の4分野で整理した27項目の基準のうち、4つの必須項目を含めた16項目以上に該当し、認定支援機関の確認を受けること。

パワーアップ融資

経営向上 資金融資

区向上

区(1)～(5)の要件のほか、次の要件に該当すること。

- (6) 経営の向上、改善又は社会的課題への取組を目的とする以下の設備・運転資金であること。
 - ① 製造等設備近代化(製造用などの機械設備の新設・更新、工場建築・取得、耐震改修)
 - ② 情報技術関連設備等(情報システム導入、ネット店舗の開業、消費税軽減税率対策、キャッシュレス化対応)
 - ③ 店舗開設・改装(小売業・飲食業・サービス業等の区内店舗の新設、改装、バリアフリー化、受動喫煙防止対策)
 - ④ 地球温暖化、節電・停電、公害・アスベスト対策(業務用の低公害・低燃費車等、節電・省エネルギー設備、自主電源設備等の地球温暖化対策推進設備の導入、環境関連法令への対応・アスベスト対策の経費)
 - ⑤ 新製品・新技術開発(新規の設備投資等を要する新製品・新技術の開発と販売開始以前に要する費用)
 - ⑥ 事業転換・多角化(新事業(現状と別の事業又は原料、生産方法、販路などが異なるもの)の立ち上げに要する費用)
 - ⑦ ワーク・ライフ・バランス推進設備等導入(事業所内保育施設の設置・改修など、従業員が仕事と家庭生活を両立できる職場環境並びに男女が共に働きやすい職場の実現のための設備の導入費用及び受動喫煙防止対策のための設備の導入費用)

D X 支援 資金融資

区DX

区(1)～(5)の要件のほか、次の要件の全てに該当すること。

- (6) 江戸川区のDX支援事業の対象事業者であること。
- (7) DXへの取組を目的とする設備・運転資金であること。

商店街店舗 支援資金融資

区店舗

次の【新規出店】、【設備更新】のいずれかに該当すること。

【新規出店】

区内商店街等での新規開店に必要な運転・設備資金

区(2)～(5)の要件に該当するほか、次の要件の全てに該当すること。

- (6) 区内の空き店舗を賃借して、小売・飲食・サービス等の店舗を営む予定であること。
- (7) 引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- (8) 賃借予定の区内空き店舗が所在する商店会又は商店街振興組合に加入すること。

【設備更新】

区内商店街等の既存店舗の設備の新設、更新に必要な設備資金

区(1)～(5)の要件に該当するほか、次の要件の全てに該当すること。

- (6) 区内で小売・飲食・サービス等の店舗を営んでいること。
- (7) 店舗が所在する商店会又は商店街振興組合に引き続き1年以上加入していること。

創業支援 資金融資

区創業

次の創業A、B、Cのいずれかに該当し、かつ、区(2)～(5)の要件に該当すること。

創業A

(創業予定の個人)

- (6) 事業を営んでいない個人であること。
- (7) 新たに個人で又は新たに法人を設立して江戸川区内で創業しようとする具体的な計画を有すること。

創業B

(創業後3年未満の個人・法人)

- (6) 事業を営んでいない個人が、個人又は法人で創業し、創業した日から3年未満であること。
- (7) 法人は江戸川区内に本店及び事業所を、個人は江戸川区内に事業所を有していること。
- (8) 創業した日から引き続き同一事業を営んでおり、創業時から代表者に変更がないこと。

創業C

(分社化後3年未満の子会社)

- (6) 分社化により設立された法人であつて、設立された日から3年未満であること。
- (7) 江戸川区内に本店及び事業所を有していること。
- (8) 設立された日から引き続き同一事業を営んでいること。

※特例借換資金融資、経営支援資金特別融資は、R7.3.31で終了しました。

融資限度額※1		償還期間※2	年 利 率	利子補給	本人実質負担	信用保証料補助※3	備 考	
運 転	2,500万円	6年以内 据置6ヶ月以内	2.0 % 以内 返済期間 1年未満 1.7%以内	0.5 % 以内 返済期間 1年未満 0.2%以内	1.5 %	全額補助	各制度共通事項 - 信用保証：東京信用保証協会の保証を適用。ただし、取扱金融機関が債権保全に必要十分と認める場合、協会保証を利用しないことも可。 - 連帯保証人：個人事業主は原則不要。法人は代表者保証あり。経営者保証ガイドライン適用時は代表者保証適用外とすることも可。 - 物的担保：原則無担保。不動産関連融資などケースにより担保を求められる場合あり。	
設 備	5,000万円	8年以内 据置6ヶ月以内						
併用の場合 5,000万円迄								
限度額は(区小口)との合算による								
運 転	2,000万円	6年以内 据置6ヶ月以内	返済期間 8年超 2.3 % 以内 返済期間 8年以内 2.0 % 以内	0.8 % 以内 0.5 % 以内			車両購入について - 一般車両（3・5・7ナンバー）は、事業への必要性・妥当性を踏まえた上で、融資額は1台につき400万円が上限となります。 - また、趣味・嗜好性の高い車両や、事業の必要性以上の装備を備えた車両はあっせん対象外です。	
設 備	左記(6)の金額内	8年以内 据置6ヶ月以内						
運 転 (借換)	既存債務額 + 既存債務額の20% (5,000万円迄)	15年以内 据置1年以内						
運 転	2,500万円	8年以内 据置1年以内	2.0 % 以内	1.5 % 以内	0.5 %	全額補助	区小口 小口零細企業保証制度に該当すること。 NPO法人（医業を主たる事業とする小規模NPO法人は除く）は、(区小口)を利用することができません。	
設 備								
運 転	8,000万円	9年以内 据置1年以内						
設 備			2.0 % 以内	1.5 % 以内	0.5 %	全額補助	区改善 借換対象は東京信用保証協会の保証付き融資であることが必要です。(区・都のあっせん融資以外も可能) 借換対象に返済条件変更中の融資を1件以上含むことが必要です。	
運 転	5,000万円	8年以内 据置1年以内						
設 備								
【新規出店の場合】			2.0 % 以内	1.5 % 以内	0.5 %	全額補助	区向上 ①②③④⑦については、原則として設備資金が対象です。 ⑤⑥の場合、申込後、経営診断を行い事業化の可能性を検討します。また、1年以内に、経営指導を行います。	
運 転	2,500万円	9年以内 据置1年以内						
設 備								
【設備更新の場合】			2.0 % 以内	1.5 % 以内	0.5 %	全額補助	区創業 申込後、経営診断を行い、創業の可能性、創業後の経営状況を審査します。また、1年以内に、経営指導を行います。	
設 備	2,500万円	9年以内 据置1年以内						
運 転								
創業Aの場合			2.0 % 以内	1.5 % 以内	0.5 %	全額補助	区団体 中小企業団体事業資金：区内中小企業の団体の共同事業を対象とする。 詳細はホームページ参照	
運 転	2,000万円	7年以内 据置1年以内						
設 備	(必要資金の2/3以内)							
創業B、創業Cの場合			2.0 % 以内	1.5 % 以内	0.5 %	全額補助		
運 転	2,000万円	7年以内 据置1年以内						
設 備								

※1 設備資金：原則として区内のものに限る。 ※2 償還期間：据置期間経過後元金均等月賦償還。
 ※3 利子補給・信用保証料補助：保証料の返戻金に未納分のある場合、補助対象外。
 ※4 許認可等：(区向上)、(区店舗)、(区創業)は、取得することが確実と見込まれる場合を含む。
 ※5 中小企業者：要件は③ページを参照。

申請に必要な書類

	必 要 書 類	証明書・用紙請求先等
法人・個人共通	① 江戸川区中小企業振興事業資金融資申込書〔黄色2枚組〕	江戸川区中小企業相談室 又は あっせん融資取扱金融機関
	② 利子補給金申請等委任状〔白色2枚組〕	
	③ 信用保証料補助金交付申請書〔青色2枚組〕	
	④ 事業計画等を説明する書類（融資の種類による。以下参照） ○経営改善借換融資（状況説明書及び経営改善計画書、借換同意書（他機関借換の場合）） ○経営向上資金融資（事業計画書） ○創業支援資金融資（創業計画書） ○商店街店舗支援資金融資（店舗計画書） ○団体事業資金融資（共同事業計画書）	
	⑤ 資金使途や事業内容を確認する資料 見積書（写）・営業利益等の減少確認資料など 設備の所有者を確認する資料 不動産登記簿（土地・建物）・車検証（写）など	
法人	⑥ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）	法務局（下表参照）
	⑦ 印鑑証明書 2通	法人分：法務局
	⑧ 法人税納税証明書〈その1〉又は法人事業税納税証明書	税務署又は都税事務所（下表参照）
	⑨ 法人住民税納税証明書（又は法人市町村民税納税証明書）	都税事務所（又は市町村）
個人	⑩ 印鑑証明書 2通	区市町村
	⑪ 所得税納税証明書〈その1〉又は個人事業税納税証明書	税務署又は都税事務所
	⑫ 特別区民税納税証明書又は市町村民税納税証明書 ※江戸川区民（住民税を江戸川区に納めている人）は省略可	区市町村
NPO法人	⑬ 前事業年度の事業報告書等（写）（右欄参照） （原則として東京都の受付印のあるもの）	「事業報告書等」とは、特定非営利活動促進法第28条に規定する以下の書類です。 ○事業報告書 ○計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録 ○役員名簿 ○社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

※上記のほか、審査の過程で資料の提出を求める場合があります。詳しくは中小企業相談室にお問い合わせください。

証明書の請求先一覧

請 求 先	住 所	電 話
東京法務局江戸川出張所	江戸川区中央1-16-2	03-3654-4156
江戸川北税務署	江戸川区平井1-16-11	03-3683-4281
江戸川南税務署	江戸川区清新町2-3-13	03-5658-9311
江戸川区都税事務所	江戸川区中央4-24-19	03-3654-2151

郵送でお申し込みいただく場合

申請書類と該当する上表の資料及び返信用封筒（レターパック、又は角2以上のサイズ）
 ※送付時と同重量の簡易書留分の切手を貼付したものを区に郵送します。（金融機関代行可）
 【送付先】 〒132-8501 江戸川区中小企業相談室

※法人住民税納税証明書の添付漏れのケースが多く見受けられます。都税事務所では法人事業税納税証明書と一緒にとることができますので、お忘れの無いようにお願いします。



あっせん融資取扱金融機関一覧

令和7年4月現在

金 融 機 関 名		電 話	所 在 地	金 融 機 関 名		電 話	所 在 地	
みずほ銀行	小松川支店	法人営業 オフィス※1 03-6631-9542	各支店へのご相談は 法人営業オフィスへ ご連絡ください。 千代田区神田錦町2-11	朝日信用金庫	小 岩 支 店	03-3671-5611	東小岩5-25-1	
	平 井 支 店				03-3698-2611	東瑞江3-62-31		
	西葛西支店				南篠崎支店の案件は、瑞江支店が取り扱います。			
	小 岩 支 店				03-3680-1551	西葛西4-1-10		
三菱UFJ銀行	小 岩 支 店	03-3658-2151	西小岩1-23-14	興産信用金庫	東葛西支店	03-5696-5811	東葛西6-31-7	
	新小岩支店	03-3658-6982			なぎさ支店	なぎさ支店の案件は、東葛西支店が取扱います。		
	亀 戸 支 店	03-3634-2491	墨田区江東橋4-11-1		東京シティ信用金庫	江 戸 川 支 店	03-3653-5411	西一之江3-1-17
	小松川支店	03-3652-7131	松江1-1-1	みずえ支店		03-3676-0511	瑞江2-47-6	
	船堀・船堀駅前支店	03-5605-7831	船堀2-23-18	東京東信用金庫	新小岩支店	03-3697-6181	葛飾区東新小岩5-16-13	
	瑞 江 支 店	03-5605-8220			京成小岩支店	03-3673-3151	北小岩6-6-9	
	葛 西 支 店	03-3686-3211	西葛西6-15-1	東京東信用金庫	亀 戸 支 店	03-3683-2161	江東区亀戸5-14-2	
西葛西支店	03-3680-2101	江 戸 川 支 店			03-3652-6166	中央1-2-6		
三井住友銀行	西葛西支店	03-3635-0202	ご相談は 錦糸町法人エリアに ご連絡ください。 墨田区江東橋4-19-4 4F		鎌 田 支 店	03-3678-7611	瑞江4-23-3	
					東小岩支店	03-3657-1121	東小岩6-18-18	
りそな銀行	江戸川南支店	03-3654-3211	一之江6-19-8		東京東信用金庫	西小岩支店	03-3650-0111	西小岩1-21-11
	小 岩 支 店	03-3657-1131	南小岩6-31-10	鹿 骨 支 店		03-3676-4001	鹿骨1-54-1	
	西葛西支店	03-3686-7511	西葛西5-5-1	篠 崎 支 店		03-3670-4101	篠崎町4-1-18	
群馬銀行	葛 西 支 店	03-3686-3033	西葛西5-2-3 NEXTAGE西葛西4階	東京東信用金庫	新小岩支店	03-3655-2661	本一色1-13-7	
千葉銀行	小 岩 支 店	03-5662-9481	葛飾区新小岩1-53-10 朝日生命新小岩ビル2階		葛西駅前支店	03-3689-3531	中葛西5-20-16	
	みずえ支店	03-3698-8561	南篠崎町2-10-7		二之江支店	03-3687-1261	西瑞江5-10	
	篠崎支店	03-5243-1501	篠崎町7-27-23	船 堀 支 店	03-3686-5711	船堀3-13-13		
	葛 西 支 店	03-5675-4021	中葛西5-34-13	東京栄信用金庫	本 店	03-3653-3111	葛飾区新小岩1-52-8	
千葉興業銀行	西葛西支店	03-6808-6416	中葛西6-10-6 第二荒井ビル5階		江 戸 川 支 店	03-3652-4821	一之江7-29-7	
きらぼし銀行	小 岩 支 店	03-5654-9361	葛飾区西新小岩4-39-17		葛 西 支 店	03-3680-3521	東葛西5-45-3	
	新小岩支店	03-3694-5561			篠 崎 支 店	03-3678-2111	篠崎町1-30-52	
	葛 西 支 店	03-3675-3211	中葛西3-37-16 第二カネ長ビル3階		新 堀 支 店	03-3677-4911	新堀2-16-16	
	船 堀 支 店	船堀支店の案件は、葛西支店が取扱います。		本 一 色 支 店	03-5662-2111	本一色3-24-16		
阿波銀行	江戸川支店	03-5662-4060	一之江8-10-4 グランヴェールK2階	小松川信用金庫	本 店	03-3617-1201	平井6-23-23	
東和銀行	葛 西 支 店	03-3680-3311	江東区南砂7-4-8		平 井 支 店	03-3683-0581	平井4-8-1	
東日本銀行	小松川・平井支店	03-3682-6661	平井4-11-4		菅原橋支店	03-3652-3136	松本1-25-16	
	新小岩支店	03-3691-8401	葛飾区西新小岩4-42-17		奥 戸 支 店	03-3696-0351	葛飾区奥戸2-41-17	
	瑞江・江戸川支店	03-3678-6311	瑞江2-5-11		中平井支店	03-3617-1201	平井6-23-23	
東京バイ信用金庫	船 堀 支 店	03-3680-3551	船堀3-7-5	小松川信用金庫	鹿 骨 支 店	03-3698-1711	鹿骨3-16-1	
	西葛西支店	03-3675-2211	西葛西6-10-11		篠 崎 支 店	03-3676-5941	篠崎町6-15-21	
朝日信用金庫	中 央 支 店	03-3652-1231	松江3-15-9		城北信用金庫	深 川 支 店	03-3641-7151	江東区門前仲町1-13-9
	一之江駅支店	一之江駅支店の案件は、中央支店が取扱います。			江東信用組合	江 戸 川 支 店	03-3654-8101	東小松川4-53-10
	三 角 支 店	03-3689-0531	船堀7-17-27	青和信用組合	京成小岩支店	03-3650-5111	北小岩6-12-6	
	江 東 支 店	03-3682-4111	小松川3-11-1-101		細 田 支 店	03-3672-6161	葛飾区細田4-23-19	
	新小岩支店	03-3653-5551	松島3-43-15		新柴又駅前支店	03-5693-8111	葛飾区柴又5-1-6	
	ししほね支店	03-3670-4191	鹿骨3-3-9	中ノ郷信用組合	南小岩支店	03-3673-3711	南小岩3-24-8	
	篠崎駅支店	篠崎駅支店の案件は、ししほね支店が取扱います。		大東京信用組合	新小岩支店	03-3691-9536	葛飾区東新小岩5-2-6	
	第一勧業信用組合	篠 崎 支 店	03-3678-6991	篠崎町7-21-12				

※1 2025年4月7日より変更(旧名称:エンゲージメントオフィス 電話:03-6631-9555)

セーフティネット保証と認定

セーフティネット保証は、取引先等の倒産や災害、取引金融機関の破綻、全国的な景況の悪化等により経営の安定に支障が生じている中小企業者(特定中小企業者)への資金供給の円滑化を図るために、信用保証協会が一般保証と別枠で保証を行う国の制度です。

本制度の利用にあたっては、中小企業信用保険法の規定に基づき、区の認定を受ける必要があります。また、区の認定とは別に金融機関および信用保証協会の審査があります。

主な認定の種類

○経営安定関連保証(中小企業信用保険法第2条5項)

- 1号:連鎖倒産防止
- 2号:取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- 3号:突発的災害(事故等)
- 4号:突発的災害(自然災害等)
- 5号:業況の悪化している業種(全国的)
- 6号:取引金融機関の破綻
- 7号:金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- 8号:金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

※認定各号の指定業種、倒産事業者等は中小企業庁のHPで確認してください。
※申請書の様式や申請方法については区のHPをご覧ください。



先端設備等導入計画の認定

区では、区内中小企業の生産性の高い先端設備等の導入支援を行うため、中小企業等経営強化法第52条に基づく導入促進基本計画を策定し、「先端設備等導入計画」の認定を行っています。

区の認定を受けた事業者は、固定資産税の軽減措置や、計画実行のために区の融資を受ける際、信用保証協会の別枠保証が利用できるようになります。

「先端設備導入計画」の概要

- ・労働生産性に関する目標:年平均3%以上向上すること
- ・対象設備:商品の生産若しくは販売又は労務の提供の用に直接供する設備
- ・先端設備等の種類:機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
- ・対象地域:区内全域
- ・対象業種:全業種
- ・計画期間:3年間、4年間または5年間

※認定を受けるためには、該当する新規設備の取得日より前に申請が必要となります。

認定および計画実行により受けられる支援

- ①一定要件を満たした新規設備等の導入に係る固定資産税(償却資産)の課税標準が減額になります。
- ②民間の金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、別枠保証が利用できます。
別枠保証の詳細は信用保証協会にお問い合わせください。

※認定の詳細や計画書の様式・申請方法については区のHPをご覧ください。



中小企業相談室のご案内

中小企業相談室では、融資に関するご相談をはじめ、経営課題やものづくりに関する技術相談、受発注のあっせんなど、様々なご相談をお受けしています。費用は一切かかりませんのでお気軽にご利用ください。



窓口での相談

相談窓口	受付日時	電話
● 融資相談・セーフティネットの相談 運転資金や設備資金等の事業資金全般の金融相談を行います。また、「経営安定関連保証(セーフティネット保証)」等に伴う、各種認定申請の受付、交付も行います。	月～金曜日 9:30～17:00	03-5662-2095
● ものづくり相談 ものづくりに関する開発・改善について、課題解決のお手伝いをします。ご相談内容に応じて、東京都の中小企業振興公社や産業技術研究センターと連携して対応します。	月～金曜日 9:30～17:00 (12:00～13:00除く)	03-5662-2140
● 受発注あっせん相談 取引の拡大や仕事量の確保のため、発注先・受注先を探している企業に適切な取引先を紹介・あっせんします。また、区や振興公社が実施する取引先拡大の商談会・展示会も案内します。		
● 経営相談 事業経営上の様々な課題について、中小企業診断士がアドバイスします。 (例) 販売促進、店舗改装、創業、廃業、転換・多角化、財務相談等 毎週木曜日、事業承継相談窓口を設けます。	月～金曜日 9:30～17:00 (12:00～13:00除く)	03-5662-0525
● 日本政策金融公庫による融資相談 民間金融機関の取り組みを補完する政策金融機関である日本政策金融公庫の事業資金融資と事業承継マッチング支援の相談に応じます。 日本政策金融公庫江東支店国民生活事業職員が担当します。	毎月第3木曜日 13:00～17:00 (相談時間:50分)	※予約の方優先 ※中小企業相談室 HPからもお申し込み できます

専門の相談員を無料で派遣



相談窓口	受付日時	電話
● 専門家派遣相談 中小企業診断士、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士ら専門家を派遣します。 経営上の様々な問題に対して、継続して相談に応じます。	随時受付 (中小企業相談室のHP でお申し込みください)	03-5662-0525
● 起業家支援アドバイザー派遣 区内で創業に向けて準備を進めている方を対象に、起業の疑問について相談できるアドバイザーを派遣します。		



中小企業支援事業

○ 問合せ先: 経営支援課相談係 03-5662-0525

経営改善

販路拡大支援事業助成金

ホームページや企業紹介動画の作成、展示会等への出展など、受発注の拡大を目的とした取り組みをするにあたり、経費の一部を助成します。

上限額 10万円(HP通常、動画)
20万円(HP・EC、多言語、
展示会・国内)
30万円(展示会・国外)
助成率 1/2以内



経営力向上助成金(各種認定制度)

ISO・エコアクション21・プライバシーマークの取得、知的財産権(特許権・実用新案権・意匠権)の出願、事業継続計画の策定に要する経費の一部を助成します。

上限額 20万円
(エコアクション21、知的財産権、
事業継続計画)
50万円(ISO、プライバシーマーク)
助成率 1/2以内



公設試験研究機関等利用促進助成金

公設試験研究機関や大学、高等専門学校の依頼試験等を利用するにあたり、経費の一部を助成します。

上限額 10万円
助成率 1/2以内



新製品・新技術開発支援助成金

中小製造事業者又は情報通信事業者が新製品・新技術の開発をするにあたり、経費の一部を助成します。

上限額 100万円(試作品開発型)
200万円(実用製品化型)
助成率 2/3以内、SDGs4/5以内



ものづくり企業地域共生推進助成金

中小製造事業者等が周辺との調和を目的とした工場の操業環境を改善する取り組み(防音、防塵、防臭対策)をするにあたり、経費の一部を助成します。

上限額 375万円
助成率 3/4以内



人材確保・育成

就業環境整備助成金(旧:ワーク・ライフバランス向上支援助成金)

従業員10人未満の事業者が就業規則を作成・変更した際に要する経費の一部を助成します。

上限額 10万円
助成率 1/2以内



ものづくり人材育成支援事業助成金

中小製造事業者が、ものづくりの専門知識や技能取得等の取り組みをするにあたり、経費の一部を助成します。

上限額 10万円(企業)
20万円(団体)
助成率 1/2以内



ものづくり企業人材確保支援事業助成金

中小製造事業者が、人材紹介会社を利用した新規採用や中途採用など新たな採用活動に要する経費の一部を助成します。

上限額 50万円
助成率 1/2以内



ものづくり企業労働環境向上支援事業助成金

中小製造事業者が、人材確保・定着を目的として実施する更衣室や休憩室、空調機器の整備など労働環境の向上に資する経費の一部を助成します。

上限額 50万円
助成率 1/2以内



DX・デジタル化促進



DX応援隊(DX・デジタル化促進 伴走支援事業)

DX導入又はデジタル化を進めるにあたり、専門知識を持つアドバイザーが事業所を訪問し、個々の経営課題に応じたプランをご提案し、ITツールやベンダーの選定・導入をサポートします。
また、セミナーや事例紹介など様々な支援を提供します。



DX実践ゼミ

企業の実務担当者を対象として、DXの理解や知識を深め、自社におけるDX推進計画が策定できる人材を育成する研修です。DXに向けて経営メリットや問題解決方法など、運用に関するノウハウを学べます。



デジタル技術活用促進助成金

DX導入：生産性向上及び新たなビジネス創出に資するDX導入に要する経費の一部を助成します。
IT導入：バックオフィスの生産性向上又は業務効率化に資するIT導入に要する経費の一部を助成します。

上限額 200万円(DX導入)
50万円(IT導入)
助成率 2/3以内



創業支援

第22期 えどがわ起業家ゼミナール

基礎編6回、ステップアップ編6回の講座で、自己分析や経営・財務、人材育成、販路拡大など専門家の講師が実体験を交えながら解説します。卒業生である先輩起業家を中心とした交流会も行っています。



つながる、ひろがる、起業の輪「EDONOWA」

区内で起業を目指している方、起業して間もない方を対象に、オンラインコミュニティや起業イベント、交流会を通して起業家同士が共に学び、成長していける「場」を創出します。起業の最新情報もお届けします。



創業促進助成金

区内で起業を目指している方、起業して間もない(創業後2年未満)方を対象に、最大2年間にわたり、事務所等賃料の一部を助成します。

上限額 120万円
(6か月毎に
30万円)
助成率 1/2



ビジネスプランコンテスト

区内で起業を目指している方、起業して間もない(創業後2年未満)方を対象に、優良なプランでの区内創業を応援します。入賞者には賞金を提供します。

最優秀賞 30万円
優秀賞 20万円
佳作 10万円



補助金・助成金自動診断システム



いくつかの質問に答えていくと、経済産業省や厚生労働省、江戸川区が実施している助成金・補助金の中から、貴社で対象となる可能性のあるものが分かるシステムです。24時間いつでも利用できますのでご活用ください。



江戸川区 事業者向け 補助金検索システム

検索

江戸川区以外の支援相談

融資相談窓口	所在地	電 話
日本政策金融公庫 江東支店	墨田区江東橋3-7-8 日本生命錦糸町ビル	0570-031092
東京信用保証協会 錦糸町支店	墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル4階	03-5608-2011
東京商工会議所 江戸川支部	江戸川区船堀4-1-1 タワーホール船堀3階	03-5674-2911
東京都中小企業振興公社 ワンストップ総合窓口	千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎5階	03-3251-7881
東京都立産業技術研究センター 総合支援窓口	江東区青海2-4-10	03-5530-2140

暮らしに関する相談窓口

経営の問題以外にも、悩みや不安を抱えて困っているときには、気軽に相談できる場所があります。
一人で悩まずに、ちょっと話してみませんか？

生活が苦しい	受付日時	電 話
くらしごと相談室 	月～金曜日/8:30～17:00 (新規相談受付16:00まで) ※年末年始・祝祭日は休み	中央 03-5662-0085 小岩 03-5876-7730 葛西 03-5659-6626
法律全般に関する悩み	受付日時	電 話
弁護士による法律相談 (グリーンパレス) 	第1～第4月・木/9:30～16:00 ※年末年始・祝祭日は休み 予約制(相談希望日の前週の水曜日から 電話可能。9:00～17:00)	03-5662-7684
法テラスサポートダイヤル	月～金曜日/9:00～21:00 土/9:00～17:00 ※年末年始・祝祭日は休み	0570-078374
こころが疲れた時	受付日時	電 話
よりそいホットライン どんな悩みにもよりそいます。 	365日、24時間電話可能	0120-279-338
こころといのちのホットライン 	年中無休/12:00～翌朝5:30	0570-087478

江戸川区産業経済部 公式X

X(旧ツイッター)で、区の事業者支援や
産業振興に関する情報を発信してい
ます

@edogawa_sangyou



江戸川区の企業データベース「えどがわ産業ナビ」

区内事業者の事業内容や製品・サービス、PR情報、求人情報等を
掲載しているサイトです。無料で掲載できますので、受注拡大や新
規顧客開拓にご活用ください。

えどがわ産業ナビ

<https://edogawanavi.jp/>

